

県立学校長殿

岡山県教育委員会教育長

衛生管理マニュアルの改定に係る新学期の学校における
新型コロナウイルス感染症対応について

令和5年3月23日付け教政教638号で通知された衛生管理マニュアルの改定を踏まえ、4月1日からは、次のことに留意し適切に御対応ください。なお、下線部分は、変更点です。

また、これまでの新型コロナに関連する通知の取扱いについては、別紙を参照してください。

新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、変更があること申し添えます。

記

1 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

令和5年3月23日付け教政教第638号のとおりとする。

2 臨時休業の取扱いについて

学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業を行おうとする範囲の感染状況に鑑みて、臨時休業の措置と期間については、学校医と相談して決定する。

また、臨時休業を決定した場合には、別添「新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業連絡票」により県保健体育課に報告すること。

3 陽性者の報告について

報告不要とする。

4 出席停止の取扱いについて

(1) 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

ア 感染が判明した場合

イ 感染者の濃厚接触者に特定された場合

ウ 学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした場合等

エ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合

オ 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合

オについては、地域の実情(※)に応じ、出席停止の措置を取ることができます。

※県新型コロナウイルス感染症本部会議のレベルを参考に、県教委で判断します。

<出席停止の期間>

アについては、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過

イについては、感染者と最終接触があった日を0日として翌日から5日間

ウについては、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する

エ及びオについては、症状がみられなくなるまで、若しくは医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の疑いなくなるまで

(2) 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

ア 医療的ケア児や基礎疾患児(基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等)について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでないとして学校が判断する場合

イ 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

5 部活動の大会等の参加について

県保健体育課学校体育班の令和4年4月28日付け事務連絡及び令和4年8月23日付け教保学54号のとおりとする。

6 その他

臨時休業の可否や期間、出席停止の取扱い等、判断に迷う場合は、県保健体育課に御相談ください。

【本件問合せ先】

保健体育課健康・安全教育班	電話(086)226-7591 (上記4(2)、5以外について)
義務教育課	電話(086)226-7584 (上記4(2)について)
高校教育課	電話(086)226-7585 (上記4(2)について)
特別支援教育課	電話(086)226-7912 (上記4(2)について)
保健体育課学校体育班	電話(086)226-7592 (上記5について)
生涯学習課	電話(086)226-7596 (上記5について)

通知の取扱いの変更について

1 臨時休業の取扱いについて

通知	今後の取扱い
教保健第168号（令和4年8月24日付け） 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」	廃止

2 陽性者の報告について

通知	今後の取扱い
保健第192号（令和4年9月26日） 「新型コロナウイルス感染症の陽性報告の継続について」	廃止

3 出席停止の取扱いについて

通知	今後の取扱い
教保健第1号（令和4年4月4日付け） 「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠の取扱い等について」	廃止
教保健第166号（令和4年8月23日付け） 「学校における児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る濃厚接触者の特定及び行動制限等について」 2 濃厚接触者に準ずる児童生徒等の自宅待機期間について 自宅待機期間は、5日間（出席停止の扱い）とする。	一部変更 教保健第334号 （令和5年3月23日付け） <出席停止の期間> 4（1）ウ 濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する
教保健第178号（令和4年9月9日） 「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」 教保健第196号（令和4年9月29日） 「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間解除後の登校について」	変更なし

新型コロナウイルス感染症の発生による臨時休業連絡票

数字は、大きく
正確に記入

報告(把握)日時 年 月 日 時

報告者(職名・氏名)

電話番号

1 学校(園)の情報

フリガナ	
学校(園)名	
フリガナ	
所在地	
フリガナ	
校(園)長名	
フリガナ	
学校医名	
全校生徒数	人

出席者のうち症状がある者の
人数

2 臨時休業の内訳

年	組	臨時休業 の種類	在籍数	臨時休業の期間 ※土日祝日が登校日でなけれ ば、含めない	本日の措置 (月 日)	症状がある児童生徒数			
						出席者 (人)	欠席者 (人)	早退者 (人)	計 (人)
		・学校 ・学年 ・学級		月 日 ~ 月 日	1 平常どおり 2 ()後早退				
		・学校 ・学年 ・学級		月 日 ~ 月 日	1 平常どおり 2 ()後早退				
		・学校 ・学年 ・学級		月 日 ~ 月 日	1 平常どおり 2 ()後早退				
		・学校 ・学年 ・学級		月 日 ~ 月 日	1 平常どおり 2 ()後早退				
		・学校 ・学年 ・学級		月 日 ~ 月 日	1 平常どおり 2 ()後早退				

3 病名: 上記2の症状がある者のうち、新型コロナ陽性者()人

4 主な症状

・発熱(°C) ・咳 ・咽頭痛 ・筋肉痛
 ・関節痛 ・頭痛 ・鼻汁 ・その他()

※発熱については、最も高かった児童生徒の体温を記入

5 特記事項 ※「あり」の場合は、容体を記入する

・重症者の有無: あり() ・ なし
 ・入院患者の有無: あり() ・ なし